

石垣市中小企業振興基本条例逐条解説

条文	解説
<p>(前文) 日本最南端の自然文化都市「石垣市」は、四方を珊瑚礁に囲まれ、島の中央部には於茂登岳をはじめとする山々が連なり、貴重な野生動植物が生息する自然豊かなまちです。 石垣市は八重山地域の経済の中心地として、豊かな自然環境と地理的特性を生かしたまちづくりを進めて来ました。本市の経済発展のため、市内事業所の大部分を占める中小企業は、雇用の創出、地域経済の発展に寄与してきました。これにより、就業機会の増加、所得の向上など、市民生活の向上に大きく貢献してきました。それらを持続及び発展するためには、中小企業の経営基盤の確立、雇用の安定化が不可欠です。 このような中、地理的特性を生かした観光産業の推進、地域ブランドの育成、地域資源を活用した農商工連携による経済発展、地産地消の推進、県内外及び海外への販路の拡大等、さまざまな課題があります。また、若年者の雇用対策のため、産学官の連携による人材育成及び就業意識の向上を目指す必要があります。 それらの課題を解決するためには、中小企業の役割が重要であり、中小企業自らが経営基盤の安定、向上を目指すとともに、本市が抱える諸問題について、中小企業、行政、市民が協働して取り組む必要があります。 このように、中小企業、行政、市民との協働によるまちづくりを推進し地域経済の発展を図り、住みよい石垣市を築くため、この条例を制定します。</p>	<p>条例は、地方公共団体がその議会の議決を経て定める法令です。そして、条例の制定の背景や趣旨、目的、基本原則を述べた文書が「前文」といわれるものです。</p>
<p>(目的) 第1条 この条例は、地域産業の発展に果たす中小企業の役割の重要性に鑑み、本市の中小企業の振興に関して基本的な事項を定めるとともに、関係者の役割等を明らかにすることで、中小企業の振興に関する施策を推進し、もって地域経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。</p>	<p>目的規定は、一見して条例内容を理解・推測することが出来るよう、立法目的を定めたものです。 中小企業の振興に関する施策を推進し、もって地域経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的としました。 なお、この条例は、中小企業の振興に関する基本的な方向性や姿勢を中小企業者等、市民に示すこととする、いわゆる理念条例とするものです。</p>

条文	解説
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 中小企業者 中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第2条第1項第1号から第3号までに該当するものであって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。</p> <p>(2) 中小企業団体 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項各号に掲げるもののほか、商工会、商店街振興組合及びこれらに準ずる団体で市長が特に認めるもののうち、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。</p> <p>(3) 大企業者 中小企業者以外の事業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。</p> <p>(4) 商店街 小売業、飲食業及びサービス業を営む店舗が集積している地域をいう。</p> <p>(5) 商店会 商店街にあって、主として小売業又はサービス業を営む者で構成され、これらの事業者の事業の健全な発展及び商店街の振興に寄与することを目的として組織された団体をいう。</p> <p>(6) 教育機関 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、特別支援学校(幼稚部を除く。)、大学及び高等専門学校その他職業に必要な能力を育成することを目的とする機関をいう。</p>	<p>中小企業支援法の定義</p> <p>製造業その他 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人</p> <p>卸売業 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人</p> <p>小売業 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人</p> <p>サービス業 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人</p> <p>(中小企業団体等の種類)</p> <p>一 事業協同組合 二 事業協同小組合</p> <p>三 火災共済協同組合 四 信用協同組合</p> <p>五 協同組合連合会 六 企業組合</p> <p>七 協業組合 八 商工組合 九 商工組合連合会</p> <p>(中小企業団体中央会)</p> <p>一 都道府県中小企業団体中央会</p> <p>二 全国中小企業団体中央会</p> <p>準ずる団体としては、中小企業家同友会、観光交流協会、青年会議所、八重山建設産業団体連合会等が対象となります。</p> <p>法律上「商店街」についての明確な定義はありません。しかしながら、商業統計表(経済産業省経済産業政策局調査統計部)では、小売店、飲食店及びサービス業を営む事業所が近接して30店舗以上あるものを、一つの商店街と定義しています。</p> <p>商店会とは、商店街振興組合法に基づく「商店街振興組合」と中小企業等協同組合法に基づく「事業協同組合」、非法人である「任意団体」等の組織を指しています。</p>
<p>(基本方針)</p> <p>第3条 中小企業の振興は、地域経済の中小企業者の自らの創意工夫及び自主的な努力を尊重しつつ、国、県その他の関係機関との連携を図り、協力を得ながら、市の地域特性を生かした施策を、市、中小企業者、中小企業団体、大企業者及び市民が協働して推進することを基本とする。</p>	<p>中小企業の振興に当たっての、振興施策全体の基本となる理念と前提条件を規定したものです。中小企業者自らの努力を大前提とする一方、国、県その他の関係機関との連携を図りながら、市の地域特性に適した施策を、市、事業者及び市民が協働して施策を推進することとしています。</p>

条文	解説
<p>(基本的施策)</p> <p>第4条 前条の基本方針に基づく基本的施策は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 中小企業者の経営の革新及び創業の促進を図ること。</p> <p>(2) 中小企業者の経営基盤の強化を図ること。</p> <p>(3) 中小企業者の資金調達の円滑化を図ること。</p> <p>(4) 中小企業者の人材の確保と育成を図ること。</p> <p>(5) 中小企業者の販路の拡大を図ること。</p> <p>(6) 中小企業者の海外展開を図ること。</p> <p>(7) 商店街の振興を図ること。</p> <p>(8) 観光サービスの発展を図ること。</p> <p>(9) 地域資源の利活用による農商工連携及び6次産業の発展及び創出を図ること。</p> <p>(10) 市民、生産者及び関係機関と連携し、地産地消の推進を図ること。</p>	<p>第3条の基本方針を実現するため基本的施策を規定しています。</p> <p>(1) から (6) までは、中小企業者への基本的施策を規定しています。(7)では商店街への施策、(8)では観光サービスへの施策、(9)では農商工連携や第6次産業の施策、(10)では地産地消に関する施策を規定しています。</p>
<p>(市の責務)</p> <p>第5条 市は、前条の基本的施策を実施するに当たっては、市民の理解と協力を得ながら、国、県その他の関係機関との連携及び協力を図り、社会経済情勢の変化に対応した中小企業の振興に関する施策の策定その他の適切な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大に努めなければならない。</p>	<p>市が担う責務について規定します。</p> <p>条例では、市の役割を「責務」とすることにより中小企業者の努力、市民の協力よりも強く義務づけています。</p> <p>1項では、基本的 施策を推進するにあたっては、施策の策定など適切な措置を講ずること、また、国、県 その他関係機関との連携・協力して施策を推進することを規定しています。</p> <p>2項では、官公需要についての中小企業の製品販路拡大や役務提供範囲に資するため予算の適正な執行に留意しつつ市自らが中小企業の受注機会増大に努めます。</p>

条文	解説
<p>(中小企業者の役割) 第6条 中小企業者は、経済的社会的環境の変化に即応し、経営革新、経営基盤の強化、従業員の福利の向上及び人材の育成に積極的に取り組むよう努めなければならない。</p> <p>2 中小企業者は、地域経済の振興を図るため、市内において生産され、製造又は加工される産品(以下「市産品」という。)の利活用及び中小企業団体への加入に努めるものとする。</p> <p>3 中小企業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を果たし、地域社会との調和を図ることにより、暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。</p> <p>4 中小企業者は、市の実施する施策に協力するよう努めるものとする。</p>	<p>中小企業者の役割について第1項は、中小企業者は創意工夫と自助努力に基づく事業活動を行うことにより経営革新、経営基盤の強化、従業員の福利の向上及び人材の育成に積極的に取り組むことを規定しています。</p> <p>第2項は市産品の活用、中小企業団体への加入について規定しています。第3項は中小企業も社会や環境等にも責任を持つべきであるという趣旨から、社会的責任を果たすことを規定しています。第4項は市の施策への協力を規定しています。</p>
<p>(商店街で事業を営む者の役割) 第7条 商店街で事業を営む者は、商店街の振興を図るため、商店会への加入に努めるものとする。</p> <p>2 商店街で事業を営む者は、商店会が商店街の振興に関する事業を実施するときは、応分の負担をすることにより、当該事業に協力するよう努めるものとする。</p>	<p>商店街は産業振興のみならず、地域の安全・安心面など地域コミュニティを支えています。このような役割を踏まえ、商店会がその活性化や組織力の強化などに努めることや、事業者が商店会に加入し、商店街の振興に関する事業を実施するときは、当該事業の協力を努めるよう規定しています。</p>
<p>(大企業者の役割) 第8条 大企業者は、大企業者と中小企業者がともに地域社会の発展に欠くことができない重要な役割を果たしていることを認識し、地域経済の振興に努めるものとする。</p> <p>2 大企業者は、地域経済の振興を図るため、市産品の利活用及び中小企業団体への加入に努めるものとする。</p>	<p>大企業の役割にも、域内連携、域内循環を定めています。</p>
<p>(中小企業団体の役割) 第9条 中小企業団体は、中小企業者の経営の向上及び改善に積極的に取り組むとともに、市が行う中小企業の振興に関する施策の実施について協力するよう努めるものとする。</p>	<p>中小企業団体は、中小企業者の経営の向上及び改善に積極的に取り組むとともに、市の施策の実施に協力するよう努めるよう規定しています。</p>
<p>(市民の理解と協力) 第10条 市民は、中小企業の振興が地域経済を活性化し、市民生活の向上及び雇用の創出において果たす役割の重要性を理解し、中小企業の振興に協力するよう努めるものとする。</p>	<p>市民にも、中小企業が振興することが結果として市民生活の向上・地域経済の活性化に寄与することを理解していただき、中小企業の健全な発展に協力することを求めるものです。</p>

条文	解説
<p>(人材育成への協力) 第11条 市及び教育機関は、人材育成を図るため、児童生徒の就業に関する意識の啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。 2 中小企業者及び中小企業団体は、市及び教育機関が実施する施策に協力するよう努めるものとする。</p>	<p>市及び教育機関で実施する、児童生徒を対象にした職場体験や、ジョブシャドウイング等の施策を講ずることを規定しています。また、中小企業者や中小企業団体には、その施策に協力するよう努めるものと規定しています。</p>
<p>(中小企業の振興に関する施策の公表) 第12条 市長は、毎年、主たる中小企業者の振興に関する施策の実施状況を公表するものとする。</p>	<p>毎年、実施した中小企業の主要な振興施策について、市ホームページ等への掲載で公表します。</p>
<p>(意見の反映等) 第13条 市長は、中小企業者の振興に関する施策の策定に当たっては、当該施策に中小企業者その他の関係者の意見を反映させるため、中小企業者その他の関係者に対し、当該施策に関する情報及び意見の交換の促進を図るための会議を開催しなければならない。</p>	<p>効果的な中小企業の振興に関する施策を推進していくためには、市内の中小企業の現状や抱えている課題が何であるか、また解決の手法としてどのようなことが考えられるかなどの意見交換のための会議の開催について規定しています。</p>
<p>(委任) 第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p>委任規定とは、条例に規定している事項に関し、細目的な事項条例以外の規程で定めることができることとする規定で、一般に条例本則の末尾に置かれるものです。 この委任規定に基づき、この条例の理念に基づく具体的な施策については、要綱等で規程することとなります。</p>
<p>附 則 この条例は、平成27年4月1日から施行する。</p>	